

別紙

一 関市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

一 関市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年関市条例第30号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
2	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の額に100分の15を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正部分は、 <u>下線の部分</u> である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。